

様式第1号

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当 吉村 行き  
(E-mail : [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)、FAX : 0985-32-3887)

企画提案競技 参加申込書  
(令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託)

会社名	
所在地	〒
代表者 職・氏名	
担当者 職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	
参加者数	
希望する審査方法	<input type="checkbox"/> 対面審査 ・ <input type="checkbox"/> オンライン審査
オンライン審査を希望する場合、利用するツール	※Zoom 又は Microsoft Teams を想定していますがそのほかの場合も御記入ください。

【注意事項】

- 提出翌開庁日までに受領連絡がない場合や締切日当日に電子メールで提出した場合は、電話連絡をお願いします。(電話 : 0985-26-7105)
- 参加申込書の提出締切は令和8年4月30日(金)午後5時です。

宮崎県知事 殿

応募者

所在地

商号又は名称  
代表者 氏名

印

## 誓 約 書

私は、令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応出来る体制を整えていること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

令和 年 月 日

委 任 状

宮崎県知事 殿

応募者

所 在 地

商号又は名称  
代表者 氏名

㊞

私は都合により

受任者 事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

を代理人と定め、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課が行う「令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託企画提案競技」に関し下記の権限を委任します。

記

- 1 参加申込書について
- 2 企画提案、見積その他応募に必要な事項について
- 3 契約の締結について
- 4 契約代金の請求及び受領について

様式第4号

令和 年 月 日

辞 退 届

宮崎県知事 殿

応募者(委任状を提出している場合には、受任者も可)

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

⑩

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課が行う「令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業業務委託企画提案競技」に参加を申し込みましたが、都合により辞退します。

## 質 問 書

(令和8年度企業魅力発掘学生レポーター事業  
業務委託企画提案競技)

宮崎県知事 殿

応募者(委任状を提出している場合には、受任者も可)

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名  
(印不要)

### 1 質問内容

(実施要領、仕様書等の記載内容についての質問の場合は、記載箇所が特定できるよう、資料名、項目名、番号等も記載してください。)

### 2 質問者

・担当者氏名

・E-mail

※ 質問内容が上記に書ききれないとき、又は複数あるときなどは、1に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付して差し支えありません。

特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印
----

チェック欄（該当する項目にチェックを入れてください。）

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。

直近の領収証書の写しを貼付してください。 (注 複数の市町村に納税している場合、貼付する領収証書は、最も納税者の多い市町村の領収証書のみで可)
--

<県外事務所で宮崎県内に事業所がなく居住する従業員もいない場合>

- 当事務所は、宮崎県内に事業所（支店又は営業所を含む。）がなく、かつ、宮崎県内に居住する従業員がいません。

<添付する領収証書の写しがない場合>

- 当事務所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定（特別徴収義務者番号 ）を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。  
→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

<特別徴収義務がない場合>

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。  
→ 確認印を受けてください。

<開始誓約>

- 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）宛てに送付してください。  
→ 確認印を受けてください。